

令和3年度 第2回半田市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時

令和4年1月14日（金） 13時30分から14時30分まで

2. 開催場所

半田市役所 大会議室

3. 出席した委員（計14名）

瀬口 哲夫、鈴木 健司、長尾 興家、小柳 厚、新美 保博、小栗 佳仁、芳金 秀展、坂井 美穂、中川 健一、金田 学、片山 貴視、渡邊 博之（愛知県半田警察署長代理）、稲生 周二、岩田 須美子、

4. 欠席した委員

なし

5. 出席した職員（計15名）

愛知県知多建設事務所 建築課

課長 近藤 繁生 課長補佐 千賀 敬造 主事 吉良 真平

半田市建設部

建設部長 大山 仁志 建設部付課長 尾関 力

都市計画課

課長 田中 秀則、副主幹 石川 憲一、主査 林 純一

市街地整備課

課長 奥田 陽一、副主幹 岸岡 宏昌、主査 近藤 佑也、技師 山口 善臣  
主事 中村 亮介

建築課

課長 田中 賢、主査 鈴木 厚士

6. 審議会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

議案第1号

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置について

議案第2号

知多都市計画J R半田駅前地区計画の決定について

## 令和3年度 第2回半田市都市計画審議会 議事録

«13時30分 開始»

### 事務局（半田市都市計画課）

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より令和3年度 第2回半田市都市計画審議会を開会させていただきます。本日の進行を務めさせていただきます。都市計画課長の田中です。よろしくお願いいたします。

それでは会議に先立ちまして、会長より、ご挨拶をお願いいたします。

－会長あいさつ－

### 会長

まだコロナ禍の状況が続き、オミクロン株は今までと様相が違うので、皆様気をつけていただいて、感染をしないように注意していただきたいと思います。

今日もそういう中でございますが、できるだけ手短かに内容を充実して、進行していただきたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

－議長選出－

### 事務局（半田市都市計画課）

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の予定についてご案内させていただきます。

本日の議題は、先に皆様に配付しております次第のとおり、「議案第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置について」、「議案第2号 知多都市計画 J R半田駅前地区計画の決定について」の2点でございます。

なお、本日の会議につきまして、規定により、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開することとなっておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議長の選出につきましては、当審議会条例第6条第1項に、「審議会は会長が召集し議長となる。」と定められておりますので、会長にこれからの議事をお願いいたします。

### 議長

只今、事務局から説明がありましたとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。進行をよろしくご協力をお願いいたします。

－ 定足数の確認 －

議長

始めに、本審議会の定足数でございますが、当審議会条例第6条第2項に、「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない」と定められておりますので、事務局から、報告をお願いします。

事務局（半田市都市計画課）

本日は、委員14名全員にご出席いただいております。

当審議会条例第6条第2項による定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

議長

事務局から出席者が定足数に達しているということでございました。

－ 議事録署名者の選任 －

議長

続きまして本日の議事録の署名者をお願いしたいと思いますが、特にご異議がないようでしたら私の方から指名をさせていただきますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

異議はないということでございますので、今回は、議事録署名者を長尾 興家さんと芳金 秀展さんをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

－ 議 事 －

議長

「議案第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置について」、愛知県知事より意見を求められましたので、ご審議をお願いいたします。

－ 議案第1号 －

事務局（愛知県知多建設事務所 建築課）

資料1「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置（愛知県決定）について」ご説明いたします。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを、ご審議いただくものです。

初めに、建築基準法第51条についてご説明をさせていただきます。

お手元の資料2ページをご覧ください。

建築基準法第51条の条文でございます。読み上げさせていただきます。

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障なしと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。となっております。

条文の5行目のかっこの中にありますとおり、「その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会」の議を経た上で許可することになっておりますので、今回、半田市都市計画審議会にお諮りするものです。

次に、お諮りする事業概要についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請者は、豊田メタル株式会社 代表取締役 松本(まつもと) 忠(ただし)

敷地の位置は、半田市日東町1番2ほか5筆

敷地面積は、83,458.20 平方メートル

建築物は、既設55棟で、延べ面積の合計は14,746.85 平方メートル

処理施設の1日の能力は、一般廃棄物の中間処理施設で2,196.1トンを計画しています。

ほかに産業廃棄物の処理施設を併設するため、令和4年7月上旬に愛知県都市計画審議会においてご審議をいただく予定となっております。

本施設は主に金属屑・プラスチック類・ガラス屑で構成される家電を破碎処理する事業を行うものです。

この事業において、破碎処理する工程が、一般廃棄物の中間処理に該当しその処理能力が1日あたり5トンを超えるため、建築基準法第51条ただし書き許可が必要となったものです。

次に、5ページの「総括図」をご覧ください。

図面右中央の赤で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置で、

半田市役所から東へ約1.9キロメートル、JR半田駅から東に約2.6キロメートルのところになります。

当該敷地は工業専用地域に位置し、その周辺も同様となっております。

次に、6ページの「付近状況図」をご覧ください。

建設地は、図面の中央の赤い斜線で示した部分です。その周辺の状況は、北側は市道日東3号線、東側及び南側は衣浦港、西側は工場に接しております。

建設地周辺の建築物は、「工場」です。

次に、7ページの「計画図」をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しているもので、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが廃棄物処理装置を設置する建築物、灰色の塗りつぶしが廃棄物処理装置を設置しない建築物、紫破線で囲まれたものが廃棄物処理装置、黒一点鎖線で囲まれたものが廃棄物保管場所です。

建築物は、廃棄物処理施設、事務所、倉庫などがあります。

敷地への車両出入口は、黒い三角印で示しております。

敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、環境整備に努めています。また、従業員用、営業車両用及び来客用駐車場を敷地内に確保し、搬入出車両の待機場所も敷地内に適切に確保し、周辺への影響が少なくなるよう計画をしております。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音・振動等において、すべて環境保全目標を満足しています。

以上でございます。よろしくご審議お願いします。

## 議長

ありがとうございました。

ただいま説明いただきました。議案に関するご意見があればよろしくお願ひいたします。

## 中川委員

具体的にどこが増設になってどこの敷地に何が増えたのかを教えてください。例えば建築物はもう既に建っているものもあり、施設の増設なのか具体的にわかれば教えていただければと思います。

## 事務局（愛知県知多建設事務所 建築課）

南北にのびる緑地の西側にあるシュレッター棟は既存の施設で、東側は敷地の拡張となります。西側も有価物の処理となりますので、全体として許可が必要になることとなります。

## 中川委員

図面の左半分は稼働していて用途が変わるということで、右半分は拡張するということでしょうか。

事務局（愛知県知多建設事務所 建築課）

そのとおりです。

坂井委員

小型シュレッダー棟について、廃棄物を出していないとのことですが、今後、処理にあたり、環境基準は問題ないでしょうか。

事務局（愛知県知多建設事務所 建築課）

許可にあたり、生活環境影響調査を行い、騒音などを確認する中で問題ないと判断している。

中川委員

南海トラフ地震について、土地が低く海に近い位置のため、津波が流入し廃棄物を拡散してしまうなどの影響はないでしょうか。

事務局（愛知県知多建設事務所 建築課）

愛知県の津波浸水想定の中では、対象となっていない

議長

防災時の対応について、企業としても対応してもらう事をお願いしてください。

他にご意見もないようですので、「議案第1号 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（全員 異議なし）

議長

はい、ありがとうございます。原案のとおり決するということにさせていただきたいと思います。

続きまして、議案第2号「知多都市計画」R半田駅前地区計画の決定についてですが、事務局の説明者が変わりますので、準備いたします。しばらくお待ちください。

<市街地整備課と入替>

－ 議案第2号 －

議長

それでは、準備が整ったようですので、事務局より説明をお願いいたします。

## 事務局（半田市市街地整備課）

それでは、議案第 2 号「知多都市計画 JR 半田駅前地区計画の決定について」説明させていただきます。

現在、J R 半田駅周辺では、J R 武豊線連続立体交差化事業と土地区画整理事業を実施しています。

これらの事業によって、「東西交通の円滑化による J R 半田駅前と知多半田駅前の中心市街地が一体となったまちづくり」「商業活動と住環境が両立したまちなか居住の促進」「快適な歩行空間の整備」などを目指しています。

次に、地区計画の制度について説明します。

地区計画とは、都市計画法第 1 2 条の 4 第 1 項第 1 号に基づく都市計画の制度のひとつです。

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置から見て一体として、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた、良好な環境の各街区を整備し、保全するための計画です。

また、建築物等の用途の制限を始めとした、建築物等に関する事項などの地区整備計画を策定し、開発行為、建築行為を適正に規制、誘導するものです。

現在、半田市内において地区計画は、「亀崎駅北地区」、「半田乙川中部」、「半田運河周辺」、「知多半田駅前」、「青山駅周辺」の 5 地区において指定されており、今回の「J R 半田駅前」で 6 か所目となります。

今回、指定する地区計画の名称は、JR 半田駅前地区計画で、本市の中心市街地である JR 半田駅周辺に位置しています。

地区計画の区域は、半田市東天王町二丁目、山崎町、御幸町、新川町、山ノ神町、西端町、妙見町、中町一丁目、協和町一丁目、銀座本町三丁目、銀座本町四丁目及び中村町二丁目の各一部で、J R 半田駅前土地区画整理事業の区域全域と半田運河周辺地区へつながる御幸通りの沿道を合わせた面積約 7. 0 h a を対象としています。

JR 半田駅前地区計画の目標としましては、中心商業地としてふさわしい土地利用を進めるとともに、鉄道産業遺産を活用した半田駅前の景観、御幸通り沿いのまちなみ及び半田運河周辺地区の景観と調和した良好な景観形成を図り、本市の「玄関口」「顔」として市民が愛着や親しみ、誇りをもてるような優れた都市空間を形成することを目標としております。続いて土地利用の方針について説明いたします。

地区の特性に応じた土地利用を図るため、区域を A 地区から D 地区の 4 地区に分けて方針を定めています。

まず A 地区です。スクリーンの計画図でオレンジ色に着色された JR 半田駅前に位置する地区です。J R 半田駅前の中心商業地として、賑わいのある商業業務機能を誘導するとともに、かつての賑わいのある駅前商店街を想起させ、鉄道産業遺産を活用した良好な都

市空間の形成を図ることとしております。

次にB地区です。ピンク色で着色された御幸通りの沿道に位置する地区です。

B地区は、J R 半田駅前から半田運河周辺地区へつながる商業地としてふさわしい商業業務機能を誘導するとともに、かつての賑わいのある駅前商店街を想起させ、鉄道産業遺産を活用したJ R 半田駅前や半田運河周辺地区と調和した良好な都市空間の形成を図ることとしております。

3番目にC地区です。緑色で着色されたJR 半田駅の周辺に位置する地区です。

C地区は、J R 半田駅前に隣接する商業地として、賑わいのある商業業務空間の形成を誘導することとしております。

最後にD地区です。黄色で着色された地区計画の南北に位置する地区です。

D地区は、専用住宅が多い地区であり、中心市街地にふさわしい商業業務機能とまちなか居住機能を誘導することとしております。

地区施設の整備の方針としましては、道路や公園等の公共施設は、土地区画整理事業等により地区計画の目標に沿って整備し、これら施設が、十分機能を発揮できるよう、その維持及び保全を図ることとしております。

建築物等の整備の方針としましては、A地区とC地区では、商業業務機能を誘導するとともに、賑わいと魅力ある都市空間を形成するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物等の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造制限」を行います。

B地区では、商業業務機能を誘導するとともに半田運河周辺地区へつながる魅力ある都市空間を形成するため、「建築物等の用途の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」及び「垣又はさくの構造」の制限を行います。

D地区では、商業業務機能やまちなか居住機能の誘導を行うため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の形態又は意匠の制限」及び「垣又はさくの構造の制限」を行います。それでは、建築物等に関する事項について説明いたします。

この度の地区計画において定める制限については、大きく分けて3つございます。

1つ目は、「建築物等の用途の制限」です。

2つ目は、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」です。

3つ目は、「垣又はさくの構造の制限」です。

それでは、各制限の内容につきまして、順番に説明いたします。

まず「建築物等の用途の制限」についてですが、当地区の用途地域は「商業地域」であるため、ほとんどの業態建物が建築可能です。しかし、目指すべきまちの将来像を実現するため、この地区にふさわしくない用途の制限を行い、適正な土地利用の誘導を図って参ります。

各地区について、主な用途の制限を説明させていただきます。「A地区」と「C地区」は、駅前にふさわしい賑わいを誘導するため、1階部分の用途を店舗・事務所等に制限します。この制限により1階部分の床面積の1/3以上を住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿とする

建物は建築できなくなります。2階以上は、住宅等の用途にすることは可能です。また、B地区、D地区では、1階部分においても住宅等の建築は可能です。

次に、遊戯施設、風俗施設等に関する規制です。まず、「B地区」では、既存の住環境への影響に配慮するため、パチンコ店、勝馬投票券販売所等のギャンブル性のある用途の建物は建築できません。

また、全地区共通する内容として、風紀を乱す恐れのある、キャバレーや個室付浴場等の風俗施設は建築することができません。なお、居酒屋やスナック、バー等の建築は可能です。

次に、工場、倉庫等に関する規制についてです。

「A地区」、「B地区」、「C地区」において、車庫は建築することができません。ただし、これは車庫単独のものについて、建築できないものであり、住宅や店舗などの付属車庫に関しては、建築することが可能です。

また、地区の住環境への悪影響が懸念される、畜舎、倉庫業を営む倉庫、工場は建築することができません。

ただし、工場につきましては、パン屋、米屋、菓子屋などの食品製造業とガラス工房、陶磁器工房などの製品製造業の工場については、作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えないものであれば建築することが可能です。

最後に、準住居地域について定める基準を超える、危険物の貯蔵・処理施設は建築することはできません。

続きまして、「建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限」に移ります。

地区の景観をまとまりあるものにしていくため、「建築物等の形状と色彩」、「突出看板と屋上利用看板」について制限を設けます。

まず、御幸通りの沿道となる「A地区」と「B地区」において、かつて商店街として賑わっていた頃の昭和初期のモダンな雰囲気醸し出すため、壁面、屋根の色彩や形状について規制を設けます。

「C地区」と「D地区」においては、各沿道のまちなみと調和したものとなるように壁面、屋根の色彩や形状について規制を設けます。これは、地区にふさわしくない奇抜な形状、色彩の建物が建つことを防ぎ、まちなみの調和を図っていくという趣旨の制限となっております。

看板については、「全地区」で共通の制限となります。

突出看板は、出幅を建物壁面から全て敷地内で、1m以下とします。また、設置個数は、1店舗につき1個とします。

屋上利用看板は、建物の高さの5分の1以内とし、色彩は原色や原色に近いものは避け、蛍光色を用いることができません。ただし、現在企業のイメージなどで使用している場合は除きます。知多半田駅前地区計画においても同様の制限がなされております。

最後に垣又はさくの構造の制限について説明いたします。

垣又は柵の構造の制限は、「全地区共通」で、道路沿道に面する位置にコンクリート造又

はコンクリートブロック造の塀を設置することができません。

これは、沿道の良好なまちなみ形成のため、無機質なブロック塀やコンクリート塀を規制するものです。

塀の基礎となる部分で、地盤高からの高さが 50 cm以下であるものや、沿道のまちなみとの調和に配慮し、化粧ブロックや石などで意匠が工夫されたものは除きます。また、他の法令で設置義務のあるものについても、規制の対象となりません。

地区計画の内容については以上となります。

最後に、これまでの都市計画決定手続きの流れと今後の予定について説明いたします。

まず、昨年 10 月 27 日と 30 日に市役所 大会議室において、今回の地区計画の素案に関する地元説明会を開催しました。

出席者は、27 日が 40 人で、30 日が 66 人でした。なお、地区計画素案に対する反対意見はありませんでした。次に 11 月 2 日から 16 日にかけて原案の縦覧を行ったところ、縦覧者は 6 名で意見書の提出はありませんでした。

その後、愛知県との事前協議を経て、12 月 14 日から 28 日にかけて案の縦覧を行ったところ、縦覧者は 3 名で意見書の提出はありませんでした。

今後の予定としましては、本日の都市計画審議会での審議の後、愛知県知事協議を行い、令和 4 年 4 月 1 日に都市計画決定の告示を行う予定としております。

また、都市計画決定に併せて、地区計画の内容を条例化した、建築条例についても並行して制定を進めており、3 月議会への上程を予定しています。

以上で、地区計画の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

#### 鈴木委員

7 ページの中で車庫についてですが、コインパーキングなどが該当するのでしょうか。

#### 事務局（半田市市街地整備課）

コインパーキングは該当しません。地区計画は建築物の規制を行うものであるため、単独のカーポートなどを制限するものとなります。このため、建物の建築を伴わない、平面のコインパーキングについては該当しません。

#### 議長

パークアンドライドということも言われていますが、そういうことは考えていませんか。

#### 事務局（半田市市街地整備課）

パークアンドライドのために公共で駐車場を設ける計画はありません。駅前ではロータリーを整備し、そこで車で送迎してもらう事を考えております。

### 議長

例えば一宮では1000台の駐車場を作って、百貨店などのお客さんなども対象にしたもので、買い物と通勤と2つのものを意識しているが、半田では考えていないということよろしいでしょうか。

### 事務局（半田市市街地整備課）

J R半田駅前がエリアが狭いので、区画整理区域内での駐車場整備は考えておらず、パークアークアンドライドは考えておりません。

### 中川委員

知多半田駅前のように、多くの予算をかけておきながら、25%が低未利用地となっている。J R半田駅前においても、同じようなことが起こりうると考えるが、どのような対策を講じていますか。

### 事務局（半田市市街地整備課）

知多半田駅前では事業期間が長くなり、その間に、建物所有者が他に行ってしまう例が多かったので、J Rではスピード感をもって令和9年度までに工事等を完了させることを目指しています。

区画整理に際して、将来的に土地利用を行う意向がない方は、土地の先行取得をして公共用地に充てています。さらには、駅前の賑わいを第一に考え、地権者全員と話し、仮換地の交渉において、中心部で商業を実施していただける方を駅前に配置し、周辺にそれ以外の方を配置するなど、仮換地の入れ替えをしております。

### 中川委員

知多半田駅前のように低未利用地が増えることはないということによいでしょうか。

### 事務局（半田市市街地整備課）

各地権者と話す中では、そのようなことは想定していません。

### 議長

区画整理では10年15年とかかるので、それまでの間、駐車場になることは想定されるが、そうならないように市の方で様々な工夫をいただいているという説明でした。また、さらに対策していただければと思います。

### 岩田委員

鉄道高架により、道路が広がり東西のつながりが良くなると思うが、J R半田駅前が新市

街地で知多半田駅前が既存のままになってしまうということでしょうか。実際、名鉄の方が利用者が多いようにも思いますがどうでしょうか。

#### 事務局（半田市市街地整備課）

地区計画を指定するのは J R 半田駅前ですが、知多半田駅前では既に地区計画が指定されています。中心市街地は J R 半田駅と名鉄知多半田駅を中心とするエリアですので、知多半田駅前も併せて賑わいの創出を進めていきたいと考えております。今まで鉄道により、交通が阻害されていたものを高架により東西交通を円滑化することで J R 半田駅の良い影響が知多半田駅にも波及すると良いと考えております。

#### 坂井委員

B 地区以外は令和 9 年度完了と聞いているが、B 地区は無電柱化に時間がかかるので遅れるのか

#### 事務局（半田市市街地整備課）

B 地区についても令和 9 年度を目途に整備を進めていきたいと考えております。

#### 中川委員

車で訪れた場合にはどこに駐車するのでしょうか。

#### 事務局（半田市市街地整備課）

区画整理区域内はエリアが狭いことも有り、駐車場は想定していませんが、町全体では知多半田駅前等の民間駐車場も含めて考えることとなります。また、高架下について今後検討する中で、駐車場も検討していきたいと考えております。

#### 中川委員

どのくらいの駐車場が必要なのか、中心市街地活性化基本計画でも低未利用地の解消がうたわれているが、コインパーキングを当てにしてよいのか。知多半田駅でコインパーキングがあれば、J R 半田駅前でも増えてしまうのではないのか

#### 事務局（半田市市街地整備課）

知多半田のコインパーキングを規制することはできないと考えている、そういった現状も踏まえると、利用も考えることとなる。また、高架下空間は今後ニーズも考えるにあたり考えていきたい。

議長

地区計画の見直しは有りうるのでしょうか。

事務局（半田市市街地整備課）

10年後20年後の状況によって、社会情勢の変化により、必要があれば見直すこととなる。

議長

そういったことも踏まえながら駐車場の問題についても考えていく必要があると思います。他の意見はありますか。

中川委員

昭和初期のモダンな雰囲気、大正浪漫ということだが、これを決めた経緯を教えてください

事務局（半田市市街地整備課）

平成28年あたりから、地権者や商業関係者と意見交換を重ね議論してきた。また、御幸通りの地権者へアンケート調査を行っており、歴史文化が感じられるまちづくりを求める方が多かった。また、この通りが武豊線の駅前通りとして古くから中心市街地として活気に満ちていた状況を踏まえながら、このような雰囲気のあるまちになればと考えている。

中川委員

地元の総意であれば反対しないが、半田運河周辺は和のイメージ、亀崎も同じだが、ここだけ和洋折衷のようなイメージがあり、統一感が無いように感じるがどうか。

事務局（半田市市街地整備課）

武豊線は歴史があり、鉄業産業遺産もあるなかで、当時のにぎやかなまちを目指し、西の知多半田駅前近代的なもの、東の運河は歴史的なまちとして、JR半田駅前がそれらをつなぐ地区としていけばよいと思っている。

鈴木委員

B地区にある、春扇楼末廣について、残る予定はあるのか。

事務局（半田市市街地整備課）

歴史ある建物であり、地域住民や大学生などにより活用方法を検討していると聞いているが方針は決まっていません。

### 中川委員

末廣は、まちづくりのシンボルとして、残すべきということで、議会としても発信しているが、その後どういった議論がなされたか。

### 事務局（半田市市街地整備課）

民間の方、建物所有者を中心に商業者や大学教授も入り、民間でどう活用できるか、行政としてもどのように関わられるかも含めて検討しています。

### 小柳委員

駐車場については、商業者の方が出店に際して自前で確保するのが基本だと思うが、この地区で確保するのは難しいと思う。ヒアリングする中、そのような要望はあるのかどうか。

駅前商店街は共同駐車場もあり、どのような方針が分かれば教えてほしい。

### 事務局（半田市市街地整備課）

仮換地の意向調査の際に、駐車場がないという意見も聞いている。敷地の中で何とか駐車場を設けてもらい、設置する場合は車が目立たないように、景観にも配慮してもらうようお願いしている。共同駐車場については特に意見は伺っていない。

### 議長

他にご意見もないようですので、「議案第2号 知多都市計画J R半田駅前地区計画の決定について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（全員 異議なし）

異議なしということであります。駐車場や末廣については本日議論がありましたので、今後とも検討を進めてください。

### 事務局

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

皆様のご協力ありがとうございました。

これをもちまして、審議を終了させていただきます。皆さん、お疲れさまでした。

本日は、貴重なお時間をいただきまして、ご審議、誠にありがとうございました。議事録のご署名でございますが、事務局において議事録（案）を作成した後、署名者として指名された方に、ご署名をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。なお、次回につきましてはすでにご案内させていただいておりますとおり、2月16日（水）13時30分から市役所5階の全員協議会室において、半田市ふるさと景観計画の改定について開催する予定です。よろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

≪14時30分 終了≫